

随意契約理由書

1 業 務 名	次世代映像情報システムを用いた落下物等検出に関する調査及び検証業務
2 業 者 名	一般財団法人阪神高速先進技術研究所

本業務は、阪神高速道路における道路交通管制高度化に向けて、画像処理技術を適用した将来系の基本となるシステムを「次世代映像情報システム」と位置づけ、「次世代映像情報システムを用いた異常検出等に関する調査研究及び検証業務」で課題となった落下物等検出について最新の技術動向を調査のうえ性能及び精度を評価することを目的とし、阪神高速道路が保有する交通流監視カメラ映像を用いてA I 技術等を使用した高度な画像処理技術にかかるオフライン実証実験の実施、並びに評価等を行うものである。

また、検討にあたっては学識者等に意見照会し、独自性の高いシステムに対して、妥当性の確認を実施するものとする。

したがって、本業務を行うにあたっては、

- ①本システムのニーズを熟知し、システムに必要な情報の選別・収集を的確に行えること
- ②基礎研究業務の結果を深く理解し、必要要素技術の実証実験を効果的に実施できること。
- ③本システムについて、学識者・有識者等の幅広い意見を取り入れながら開発を進められることが求められる。

一般財団法人阪神高速先進技術研究所（以下、当該研究所）は、

①阪神高速道路の交通管制の高度化に関する研究、電気通信設備におけるA I 活用等の検討業務を通じて、当社が抱える運用上の課題、ニーズを熟知している。

②「次世代映像情報システムを用いた異常検出等に関する基礎調査研究業務」及び「次世代映像情報システムを用いた異常検出等に関する調査研究及び検証業務」を受注しており、その業務で生じた課題や学術的な知見を有する。

③学識者・有識者等の専門家をメンバーに含めた技術委員会を有し、A I 等新技術に関する勉強会等の開催実績を有する。

ことから、本業務を実施するために必要な条件を備えている。

また、本業務と同種業務を過去10年間で複数回、当該研究所以外の参加者の有無を確認する確認公募手続きに付したが、参加意思確認書の提出者がいなかったこと等から、当該研究所が本業務を実施可能な唯一の機関であると認められる。

以上より、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により、一般財団法人阪神高速先進技術研究所と随意契約するものである。

阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。